

四日市市社会福祉事務所等に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 7 6 号

四日市市社会福祉事務所等に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する
規則

四日市市社会福祉事務所等に対する事務の委任に関する規則（平成 9 年四日市市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（生活保護法に関する委任事務） 第 2 条 生活保護法（以下本条において「法」という。）に関する委任事務（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により法の例によるものとされた事務を含む。）は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)から(20)まで （略） <u>(21) 法第 7 7 条の 2 に規定する窮迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者からの徴収に関すること。</u> <u>(22)</u> （略） <u>(23)</u> （略） <u>(24)</u> （略） <u>(25)</u> （略）	（生活保護法に関する委任事務） 第 2 条 生活保護法（以下本条において「法」という。）に関する委任事務（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により法の例によるものとされた事務を含む。）は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)から(20)まで （略） <u>(21)</u> （略） <u>(22)</u> （略） <u>(23)</u> （略） <u>(24)</u> （略）

(26) (略)

(25) (略)

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部保護課)